(5) キャリア・コンサルティング推進給付金

計画に基づき、その従業員に、次のいずれかの一定のキャリア・コンサル ティングを受けさせた場合の助成(それぞれ各事業所一回限り)

- 外部機関への委託費等の1/2(上限額50万円)
- 一定の要件に該当するキャリア・コンサルタントを企業に配置してキャリア・コンサルティングを実施した場合 15万円

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数 (件)	13	14	10	373
金額(千円)	2, 890	3, 273	1, 997	33, 925

(6)地域人材高度化能力開発助成金

次の①又は②のいずれかに該当する事業主であって、計画に基づき、 その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合 の助成

- ① 地域雇用開発促進法に定める「同意能力開発就職促進地域」内に所 在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事 業主
- ② 地域雇用開発促進法に定める「同意高度技能活用雇用安定地域」内 に所在し、人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する 事業主
 - 〇 職業訓練に要した費用及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した費用の1/3 (中小企業1/2)
 - 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3 (中小企業1/2)
 - ※ 150日分限度

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	29, 852	4, 007	5, 311	6, 664
金額(千円)	702, 818	112, 282	95, 511	140, 841

(7) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画※の認定を受けた 認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、 その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合 の助成